

自営業者の被扶養者認定について

●自営業者（個人事業主）は、国民健康保険への加入が原則です。

自営業者とは、自ら事業の経営を選択した者であり、社会通念上、経済的に自立した存在であり、事業の結果に対し責任を負い、自ら生計を維持することを選択した者です。そのため、国民健康保険への加入が原則となります。

ただし、事業経営者でありながら被保険者の支援がなければ生活ができないという場合は、事業内容や収入状況を十分に確認した上で、被扶養者として認定される場合があります。また、経営状態の悪化など、収入減少が一時的である場合は被扶養者として認められません。一時的ではなく、継続して被保険者の収入により生活の大半を維持されている方が認定対象となります。

●自営業者の収入

自営業者の収入とは、確定申告における所得金額ではなく、事業で得た売上金額から売上原価と直接的必要経費を差し引いたものです。

直接的必要経費とは、税法上の必要経費とは異なり、事業所得を得る為に必要と当健康保険組合が認定した最低限度の経費としています。それ以外は直接的必要経費として認められません。

※必要経費についての詳細は「直接的必要経費判定可否一覧」をご確認下さい。

自営業の収入 = 【売上金額 - (売上原価 + 直接的必要経費)】

※自営業の収入とは別に恒常的な収入（給与収入、年金、恩給等）がある場合は、控除前の総額を自営業の収入に加算して年収と考えます。

《例》パン屋を経営している場合



売上金額：売上の総収入

売上原価：小麦粉、バターなど

直接的必要経費：水道、光熱費、地代家賃

※それぞれ経費として認めるには条件がございます。

詳細は「直接的必要経費判定可否一覧」をご確認下さい。

●自営業者の令和7年度被扶養者資格再認定時における提出書類

《資格再確認調査時》

- ・「被扶養者調査票」
- ・「自営業者の被扶養者認定に関する現況報告書」 をご提出ください。

《翌年3月頃》（確定申告終了後）

- ・「所得税の確定申告書」及び「所得税青色申告決算書」※2)の写し
(税務署に提出し受付印のある書類)
- ・必要に応じて「直接的必要経費申告書」※直接的必要経費として当組合に申請する場合のみ

※1) 上記の書類をご提出いただいた書類を確認した結果、収入が被扶養者要件を上回る場合には、今回の調査による再認定日(令和7年10月1日付)に遡って、扶養削除となります。

※2) 確定申告にて「青色申告制度」を行わない場合は、直接的必要経費として申告するすべての項目の根拠となる証明書類、明細等を添付いただき、当組合にて認定可否の判断をいたします。

●直接的必要経費判定可否一覧

自宅で事業を行っている場合の賃貸料、水道料金、通信料などの経費は、事業所負担分と自宅負担分が明確である書類を添付し、第三者からみても判断できる場合に限って認められます。

- 【可否判定】 「○」…直接的必要経費として認められる経費
「△」…条件付きで直接的必要経費として認められる経費
「×」…直接的必要経費として認められない経費

科 目	可 否	備 考
売 上 原 価	○	
租 税 公 課	×	
荷 造 運 賃	○	
水 道 光 熱 費	△	・契約の名義が認定対象者ご本人である必要がございます。 ・自宅住所と事業所の所在地が同一の場合、事業所負担分と自宅負担分を明確に判断できる書類を添付した場合に限って経費として認められます。 ※原則メーターが分かれていない場合は認められません。
旅 費 交 通 費	△	通勤に伴う費用は直接的必要経費として認められません。 出張先目的地、出張理由、金額を申し出てください、事業内容により判断します。
通 信 費	△	事業所負担分と個人負担分を明確に判断できる書類を添付した場合に限って経費として認められます。 (例1)法人契約を結んでいる契約書及び領収書等の利用明細 (例2)事業用と個人用それぞれの領収書等の利用明細 など
広 告 宣 伝 費	×	
接 待 交 際 費	×	
損 害 保 険 料	×	
修 繕 費	○	
消 耗 品 費	△	購入品、利用目的、金額を申し出てください、事業内容により判断します。
減 価 償 却 費	×	
福 利 厚 生 費	×	
給 料 賃 金	×	従業員に対して賃金を支払う能力があるものと考えられるため認められません (健康保険制度の趣旨から被扶養者として認められません。)
外 注 工 賃	△	事業内容・直接的必要経費申告書により判断します
利 子 割 引 料	×	
地 代 家 賃	△	借主の名義が認定対象者ご本人である必要がございます。 1.自宅住所と事業所の所在地が同一の場合、事業所負担分と自宅負担分を明確に判断できる書類を添付した場合に限って経費として認められます 2.貸主が親族の場合は、経費として認められません
貸 倒 金	×	
雑 費	△	原則は認められませんが、内容により個別に判断いたします
右 に 記 載 の 経 費	×	研修費、加盟料、新聞図書費、会議費、支払手数料、諸会費、教材費、衣装・美容代、法定福利費、青色申告特別控除

※上記項目にない経費については、雑費と同様に取り扱います。

「令和7年度被扶養者資格確認調査」

「自営業者の被扶養者認定に関する現況報告書」

1. 対象者

記号・番号	被保険者氏名	被扶養者氏名	続柄
—			

2. 自営業に関する詳細

業種	屋号	事業所所在地

仕事内容及び主な商品・商材(できるだけ具体的に)

3. 令和6年の年間収入額※【売上金額－(売上原価＋直接的必要経費)】＝年間収入額

確定申告書に記載の 売上金額		確定申告書に記載の 売上原価		直接的必要経費 ※下記に内訳をご記入ください		年間収入額	
	円	－	円	＋	円	=	円

直接的必要経費内訳※直接的必要経費判定可否一覧にて「△」の項目を申告する場合は添付書類及び備考へ申出内容を記載ください

科 目	金額(円)	備考	添付書類	組合使用欄 認定可否
			今回の調査では添付不要です。 翌年3月に「直接的必要経費申告書」を 申告する場合には添付書類が必要です。	可 ・ 否
				可 ・ 否
				可 ・ 否
				可 ・ 否
				可 ・ 否
				可 ・ 否

4. 令和7年の見込み年間収入額

令和7年の見込み年間収入額	円
---------------	---

※翌年3月頃に今年の「所得税の確定申告書」及び「所得税青色申告決算書」の写し、必要に応じて「直接的必要経費申告書」をご提出いただきます。また、ご提出いただいた書類を確認した結果、収入が被扶養者要件を上回る場合には、今回の調査による再認定日(令和7年10月1日付)に遡って、扶養削除となります。

※既に令和7年の収入が扶養の要件を上回る見込みの場合は、扶養削除の手続きを行ってください。

5. 下記ご確認いただきご署名ください

今後、毎年の確定申告を行い、令和8年3月20日までに「所得税の確定申告書」等の必要書類を提出します。

本内容に虚偽がある場合、また上記の提出予定の資料が用意できない場合には、再認定日に遡って扶養取消となっても異議申し立てしません。

収入が恒常的に扶養の認定基準を上回った場合には、速やかに扶養削除の届出を提出します。また、組合によるマイナンバーの情報照会にて扶養の要件を満たさない等、確認された場合にも、速やかに扶養削除の届出を提出します。

署名欄

年 月 日

直接的必要経費申告書

1. 認定対象者

記号・番号	被保険者氏名	被扶養者氏名	続柄
—			

2. 自営業に関する詳細

業種	屋号	事業所所在地
仕事内容及び主な商品・商材(できるだけ具体的に)		

3. 年間収入額※【売上金額－(売上原価＋直接的必要経費)】＝自営業者の年間収入額

令和 年 確定申告内容より
 < 申告する年を記入して下さい

確定申告書に記載の 売上金額	確定申告書に記載の 売上原価	直接的必要経費	自営業者の年間収入
円	円	円	円

4. 直接的必要経費内訳※裏面に記載の直接的必要経費判定可否一覧にて「△」の項目を申告する場合は添付書類及び備考へ申出内容を記載ください

科 目	金額(円)	備考	添付書類	組合使用欄 認定可否
			添付書類がある場合 ☐	可 ・ 否
			添付書類がある場合 ☐	可 ・ 否
			添付書類がある場合 ☐	可 ・ 否
			添付書類がある場合 ☐	可 ・ 否
			添付書類がある場合 ☐	可 ・ 否
			添付書類がある場合 ☐	可 ・ 否
			添付書類がある場合 ☐	可 ・ 否

5. 今後の見込み年間収入額

今後の見込み年間収入額	円
-------------	---

6. 下記ご確認いただきご署名ください

- ・ 本申請書の内容に虚偽がある場合、また後日提出予定の資料が用意できない 年 月 日 場合には、認定日(再認定日)に遡って扶養取消となっても異議申し立てしません。
- ・ 収入が恒常的に扶養の認定基準を上回った場合には、速やかに扶養削除の届出を提出します。また、組合によるマイナンバーの情報照会にて扶養の要件を満たさない等、確認された場合にも、速やかに扶養削除の届出を提出します。

署名欄